

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山修次

- | | | |
|-------------|-------------|-------|
| 1 選挙長 | 米子市淀江町淀江601 | 須山 修次 |
| 2 選挙長の職務代理者 | 鳥取市本町二丁目208 | 森安 保 |